

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

アイティメディア株式会社

(941983)

第9期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

アイティメディア株式会社

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【経営上の重要な契約等】	12
5 【研究開発活動】	13
第3 【設備の状況】	14
1 【主要な設備の状況】	14
2 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	43
3 【役員の状況】	44
第5 【経理の状況】	45
1 【中間連結財務諸表等】	46
2 【中間財務諸表等】	81
第6 【提出会社の参考情報】	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	97
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第9期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大槻利樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【電話番号】 03—6822—9200（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤 靖

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【電話番号】 03—5293—2612

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤 靖

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	-	1,291,074	1,593,547	2,151,637	2,923,269
経常利益 (千円)	-	117,444	213,028	355,730	462,173
中間(当期)純利益 (千円)	-	69,689	103,012	344,068	268,112
純資産額 (千円)	-	1,285,326	3,665,141	1,215,387	1,483,980
総資産額 (千円)	-	1,555,476	4,074,667	1,633,581	1,945,914
1株当たり純資産額 (円)	-	49,298.90	117,446.88	46,625.41	56,910.91
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	2,673.48	3,358.85	13,385.03	10,285.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	3,214.95	-	-
自己資本比率 (%)	-	82.6	89.9	74.4	76.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	120,256	135,248	342,725	436,304
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	67,982	1,739,399	307,098	149,571
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	50,000	2,067,749	358,184	100,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	-	736,555	1,384,613	734,281	921,014
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	-	139 〔 15〕	163 〔 19〕	120 〔 6〕	147 〔 17〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりますので、第7期中の記載はしておりません。

3 第7期中、第8期中、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4 純資産額の算定にあたり、第8期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	-	1,291,074	1,593,547	2,055,267	2,923,269
経常利益 (千円)	-	117,444	213,026	357,367	462,171
中間(当期)純利益 (千円)	-	69,724	103,045	344,546	268,181
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	539,714	1,579,114	539,714	539,714
発行済株式総数 (株)	-	26,067.16	31,203.16	26,067.16	26,067.16
純資産額 (千円)	-	1,285,838	3,665,719	1,215,865	1,484,525
総資産額 (千円)	-	1,555,953	4,075,211	1,633,989	1,946,390
1株当たり純資産額 (円)	-	49,318.54	117,465.43	46,643.73	56,931.85
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	-	2,674.81	3,359.93	13,403.61	10,288.12
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益 (円)	-	-	3,215.98	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	82.6	89.9	74.4	76.2
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	-	139 〔 15〕	163 〔 19〕	120 〔 6〕	147 〔 17〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、第7期中の記載はしておりません。

3 当社は第7期中間会計期間まで関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4 第7期中、第8期中、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5 純資産額の算定にあたり、第8期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
テクノロジー・メディア事業	16 [-]
ライフスタイル・メディア事業	15 [2]
エンタープライズ・メディア事業	15 [-]
ビジネス・メディア事業	9 [-]
人財メディア事業	11 [1]
ターゲティング・メディア事業	4 [3]
全社(共通)	93 [13]
合計	163 [19]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 全社(共通)については、メディア統括部門、営業部門、情報システム部門及び、管理部門の人員であります。
4 従業員数が当中間連結会計期間において16名増加しておりますが、この増加は事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	163 [19]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。
3 従業員数が当中間会計期間において16名増加しておりますが、この増加は事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、好調な企業業績を背景とした堅調な設備投資や雇用環境の改善などから、依然として緩やかな回復基調にあります。

総務省の「情報通信白書平成19年版」による発表では、日本におけるインターネットの利用状況は、人口普及率で68.5%、利用人口8,754万人（対前年比2.6%増）と推定されています。このようなインターネット利用状況の進展に伴い、インターネットは新たな広告媒体としてもその影響力を益々強めております。わが国の媒体別広告費の推移を見ると、既存メディアの広告費が横ばい、あるいは微減状況にある中、インターネットの広告費は2000年代に入り急激に増加しており、平成17年には3,630億円まで拡大しております。

このようにインターネット広告の順調な拡大が見込まれる現況において、オンライン・メディア企業である当社グループは、収益の柱である広告収入を一層拡大するために、読者の拡大、新たなコンテンツ領域の開拓に積極的に取り組んでおります。具体的には、マーケティング支援用広告を展開するターゲティング・メディア事業、IT分野の人材関連サービス事業に加え、当中間連結会計期間には最高情報責任者(CIO)及び経営者層向けのコミュニティ事業を立ち上げました。前連結会計年度よりスタートしたターゲティング・メディア事業においては、対前年同期比で売上高3.5倍を達成、また、人材関連サービスを含む人材メディア事業においても、対前年同期比で売上高41.2%増を達成するなど、新事業において大幅な伸張を果たしました。また、メディア広告ビジネスにおいては、新メディアの立ち上げにより、IT隣接分野（組み込み系）及び情報技術に関連の深い金融・投資・経営等ビジネス分野の新規顧客獲得にも成功しております。

このような新規事業の大幅な進展と主力であるメディア広告売上の堅調な推移により、当中間連結会計期間においては、売上高は15億93百万円（対前年同期比23.4%増）、営業利益は2億6百万円（同74.9%増）、経常利益は2億13百万円（同81.4%増）、及び中間純利益は1億3百万円（同47.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

テクノロジー・メディア事業

テクノロジー・メディア事業におきましては、既存顧客からの好調な広告出稿、内部統制など関心の高いテーマでの広告主獲得により、当中間連結会計期間の売上高は4億26百万円（前年同期比22.7%増）、営業利益は1億36百万円（同37.4%増）となりました。同事業におきましては、新メディア「@IT MONOist（モノイスト）」の立ち上げによりIT隣接分野（組み込み開発、メカ設計、生産管理）の顧客獲得に成功しております。

ライフスタイル・メディア事業

ライフスタイル・メディア事業におきましては、タイアップ型広告の堅調な伸び及びコスト効率の改善が功を奏し、売上高 2 億 68 百万円（前年同期比 15.3% 増）、営業利益 12 百万円（同 40 百万円利益増）と黒字化を達成いたしました。

エンタープライズ・メディア事業

エンタープライズ・メディア事業におきましては、新規事業である「ITmedia エグゼクティブ」の順調な立ち上がり、オンライン・メディアの堅調な成長はありましたが、紙媒体コンテンツのオンライン化の過渡期にあり、売上高 3 億 64 百万円（前年同期比 2.2% 減）、営業損失 35 百万円（同 40 百万円利益減）となりました。

ビジネス・メディア事業

ビジネス・メディア事業におきましては、大手顧客を中心としたインプレッション型広告の拡大、非IT系やビジネス系の金融・証券関連の顧客開拓に注力した結果として、売上高 2 億 40 百万円（前年同期比 30.6% 増）、営業利益 81 百万円（同 11.7% 増）となりました。

人財メディア事業

人財メディア事業におきましては、人材関連サービス売上の順調な成長、会員数の順調な伸びなどにより、売上高 1 億 64 百万円（前年同期比 41.2% 増）、営業利益 5 百万円（同 344.6% 増）となりました。

ターゲティング・メディア事業

ターゲティング・メディア事業におきましては、広告主数も 140 社を突破し、会員数も順調に増加し、同事業では初の上半期黒字化を達成いたしました。この結果、売上高 1 億 29 百万円（前年同期比 245.2% 増）、営業利益 7 百万円（同 39 百万円利益増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により1億35百万円増加し、投資活動により17億39百万円減少し、財務活動により20億67百万円増加した結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より4億63百万円増加し、13億84百万円（前連結会計年度末比50.3%増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動の結果、得られた資金は1億35百万円（前年同期比14百万円増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益1億89百万円（同71百万円増）、売上債権の減少28百万円（同5百万円減）及び賞与引当金の増加25百万円（同33百万円増）であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額1億72百万円（同1億63百万円減）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動の結果、減少した資金は17億39百万円（前年同期比16億71百万円減）となりました。支出の主な内訳は、有価証券の純増額7億円（同7億円減）及び投資有価証券の取得による支出9億97百万円（同9億97百万円減）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動の結果、得られた資金は20億67百万円（前年同期比21億17百万円増）となりました。収入の主な内訳は、株式の発行による収入20億68百万円（同20億68百万円増）によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
テクノロジー・メディア事業	426,620	122.7
ライフスタイル・メディア事業	268,136	115.3
エンタープライズ・メディア事業	364,954	97.8
ビジネス・メディア事業	240,030	130.6
人財メディア事業	164,404	141.2
ターゲティング・メディア事業	129,401	345.2
合計	1,593,547	123.4

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	137,249	10.6	253,406	15.9
(株)サイバー・コミュニケーションズ	-	-	175,325	11.0

(注) 前中間連結会計期間の(株)サイバー・コミュニケーションズについては、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行なわれておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	200,000
計	200,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,203.16	62,466	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
計	31,203.16	62,466	—	—

- (注) 1 平成19年7月31日開催の取締役会決議により、平成19年10月1日付で1株を2株の割合をもって株式分割をいたしました。
これにより発行済株式数が31,203株増加しております。
- 2 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に新株予約権等の行使により、発行済株式数が60株増加しております。
- 3 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日臨時株主総会決議1)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株引受権の数(個)	—	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数(個)	—	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、6	78	152
新株引受権の行使時の払込金額(円) (注)3、6	50,000	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注)4	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—
新株引受権付社債の残高(百万円)	0	同左

(注)1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

(1) 取締役が、当社の取締役としての地位を喪失した日において、新株引受権に関する一切の権利を放棄するものとし、かかる日以後これを行使しないものとする。但し、取締役が会社の業務命令により他社の取締役または従業員に就任または転籍したために会社の取締役としての地位を喪失した場合、または特段の理由なく解任決議がなされもしくは任期満了後重任されなかった場合はこの限りではない。

(2) 対象者は、当社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。

b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。

c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。

d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において当社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

- 5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権

(平成13年5月10日臨時株主総会決議2)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株引受権の数(個)	—	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数(個)	—	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、6	88	176
新株引受権の行使時の払込金額(円) (注)3、6	50,000	25,000
新株引受権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成23年7月10日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株引受権の行使の条件	(注)4	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—
新株引受権付社債の残高(百万円)	0	同左

(注)1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株引受権発行日以後、当社が株式分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

3 新株引受権発行日後、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、資本減少を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株引受権行使の条件について

(1) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株引受権の権利行使はできなくなり、本新株引受権は失効するものとする。

- a 対象者が会社の従業員としての地位を喪失したとき(但し、会社の取締役役に就任した場合、または会社が諸般の事情を考慮のうえ、)権利の存続を承認したときは、この限りではない。)
- b 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分をうけた場合
- c 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
- d 対象者が新株引受権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

(2) 対象者は、当社が株式公開をした日以降、以下の区分に従って、新株引受権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株引受権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

- a 平成16年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の25%について権利行使することができる。
- b 平成17年4月1日以降1年間は、割当てられた新株引受権の50%について権利行使することができる。
- c 平成18年4月1日以降は、割当てられた新株引受権の全てについて権利行使することができる。

- d 前項に関わらず、平成19年3月31日時点において会社が株式公開を機関決定していない場合、対象者は、平成19年4月1日以降平成23年7月10日まで、新株引受権の全てを行使することができるものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成14年6月20日及び平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況

(平成13年5月25日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株引受権の数(個) (注) 1、2、5	546	531
新株引受権のうち自己新株引受権の数(個)	—	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、5、6	546	1,062
新株引受権の行使時の払込金額(円) (注) 2、5、6	133,334	66,667
新株引受権の行使期間	平成15年6月1日～ 平成20年5月31日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 5、6	発行価格 133,334 資本組入額 66,667	発行価格 66,667 資本組入額 33,334
新株引受権の行使の条件	(注) 3	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じている。

2 当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

ただし、かかる調整は、調整時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

当社が権利付与日以降に新株発行価額を下回る価額で新株式発行を行なう場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の発行価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が権利付与日以降に株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

3 新株引受権行使の条件

新株引受権者は次の事由のいずれか1つ以上が生じた場合には、権利を即時に喪失するものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 当社を退職した場合
- (3) 当社の役員を退任・辞任し、または解任された場合
- (4) 当社以外の会社の役職員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)
- (5) 新株引受権者が当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株引受権者が当社の新事業創出促進法上の認定支援者である場合、付与時以降において認定支援者の役割を喪失した場合
- (7) 新株引受権者が死亡した場合
- (8) その他の条件は、当社と新株引受権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

4 新株引受権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

5 平成17年3月1日の合併により、「新株引受権の数」、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」、「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成14年6月20日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	400	396
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	400	792
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	150,000	75,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月2日～ 平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合

d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

f 対象者が本新株予約権を放棄した場合

g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成16年10月1日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成20年6月30日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況
(平成15年6月17日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	364	364
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	364	728
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	150,000	75,000
新株予約権の行使期間	平成17年8月27日～ 平成23年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。
 - a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - f 対象者が本新株予約権を放棄した場合
 - g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成17年8月26日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成23年7月10日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成17年6月17日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	817	802
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	817	1,604
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	167,000	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 167,000 資本組入額 83,500	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合

d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

f 対象者が本新株予約権を放棄した場合

g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成17年6月17日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	201	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	201	402
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	167,000	83,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 167,000 資本組入額 83,500	発行価格 83,500 資本組入額 41,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は失効する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は失効するものとする。

a 対象者が在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

b 対象者が当社の書面による承諾なしに当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合

c 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合

d 対象者が当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

e 対象者が新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合

f 対象者が本新株予約権を放棄した場合

g 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成19年6月17日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成27年6月17日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑧ 会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年6月16日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	52	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	52	104
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	250,000	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
- b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
- d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
- e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
- f 禁錮以上の刑に処せられた場合
- g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

- h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑨ 会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成18年6月16日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1、2	79	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、6	79	158
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、6	250,000	125,000
新株予約権の行使期間	平成20年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じている。

2 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、0.01株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行なう場合、株式無償割当を行なう場合、株式併合を行なう場合及びその他これらに準じた場合に、行使価額の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4 新株予約権行使の条件

(1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。

(2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。

- a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
- b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
- d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社またはソフトバンクグループ各社に対して損害賠償責任を負うべき場合
- e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
- f 禁錮以上の刑に処せられた場合
- g 当社またはソフトバンクグループの社会的信用を害する行為その他当社またはソフトバンクグループに対する背信的行為と認められる行為をした場合

- h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成20年6月16日と株式公開日より6ヶ月経過する前日のどちらか遅い日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - b 上記a 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - c 上記b 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - d 上記c 経過後、平成28年6月16日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。
- 6 平成19年10月1日の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑩ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年6月15日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	—	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	—	70
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	—	160,000
新株予約権の行使期間	—	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	—	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
 - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数の1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - b 上記a. 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - c 上記b. 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

⑪ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

(平成19年6月15日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	—	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	—	220
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	—	160,000
新株予約権の行使期間	—	平成22年11月2日～ 平成25年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	—	発行価格 160,000 資本組入額 80,000
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行なう場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、当社が普通株式につき無償割当を行なう場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権発行日以降、当社が株式分割及び行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額で新株を発行(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者が権利行使資格を喪失した場合、対象者は権利行使資格を喪失した日以降、本新株予約権を一切行使できず、かかる日において未行使の本新株予約権は消滅する。
- (2) 対象者が次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちに、かかる日において未行使の本新株予約権の権利行使はできなくなり、本新株予約権は消滅するものとする。
 - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合
 - d 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任または就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割当契約またはこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合

- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数の1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
- a 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - b 上記a. 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - c 上記b. 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行なうことはできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月19日 (注1)	5,000.00	31,067.16	1,035,000	1,574,714	1,035,000	1,618,370
平成19年4月20日～ 平成19年9月30日 (注2)	136.00	31,203.16	4,400	1,579,114	4,456	1,622,826

(注) 1 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 450,000円

引受価額 414,000円

発行価額 297,500円

資本組入額 207,000円

2 新株予約権等の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
ソフトバンク メディアマーケ ティング ホールディングス 株式会社	東京都港区赤坂 4-13-13	17,429.00	55.86
ヤフー株式会社	東京都港区六本木 6-10-1	1,308.00	4.19
株式会社サンブリッジ	東京都渋谷区恵比寿 1-19-19	1,262.00	4.04
藤 村 厚 夫	埼玉県飯能市	900.00	2.88
樋 口 理	東京都大田区	622.00	1.99
新 野 淳 一	東京都狛江市	549.36	1.76
四 本 健	東京都三鷹市	504.00	1.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	491.00	1.57
SBIイー・トレード証券株式 会社自己融資口	東京都港区六本木 1-6-1	239.00	0.77
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町 1-6-1	210.0	0.67
計	—	23,514.36	75.36

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 31,198.00	31,198	株主として権利内容に何ら制限のない標準となる株式
端株	普通株式 5.16	—	同上
発行済株式総数	31,203.16	—	—
総株主の議決権	—	31,198	—

(注) 自己株式2.0株は、端株に含まれております。

② 【自己株式等】

所有している自己株式は、端株であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	735,000	640,000	437,000	337,000	287,000	※ 306,000 134,000
最低（円）	476,000	305,000	320,000	222,000	153,000	※ 187,000 87,600

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、当社株式は平成19年4月19日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2 ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、みずほ監査法人により中間監査を受け、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第8期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第8期中間会計期間の中間財務諸表 みずほ監査法人

第9期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第9期中間会計期間の中間財務諸表 監査法人トーマツ

また、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年3月19日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I	流動資産							
1	現金及び預金		736,555		1,184,801		921,014	
2	売掛金		423,976		523,935		552,451	
3	有価証券		—		899,811		—	
4	たな卸資産		2,335		1,238		2,120	
5	その他		63,783		101,137		85,668	
	貸倒引当金		△43		△53		△56	
	流動資産合計		1,226,608	78.9	2,710,871	66.5	1,561,198	80.2
II	固定資産							
1	有形固定資産	155,640		185,623		168,844		
	減価償却累計額	59,780	95,859	89,123	96,499	75,828	93,015	
2	無形固定資産							
	(1) のれん	71,585		51,132		61,358		
	(2) その他	53,188		132,772		121,907		
	無形固定資産合計		124,774		183,905		183,266	
3	投資その他の資産							
	(1) 投資有価証券	—		1,005,758		31,500		
	(2) その他	108,234		77,634		76,934		
	投資その他の資産 合計		108,234		1,083,392		108,434	
	固定資産合計		328,868	21.1	1,363,796	33.5	384,715	19.8
	資産合計		1,555,476	100.0	4,074,667	100.0	1,945,914	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		44,507		54,973		44,260	
2 短期借入金		50,000		—		—	
3 賞与引当金		72,679		117,678		92,515	
4 返品調整引当金		3,721		1,652		2,882	
5 その他		99,241		235,222		322,275	
流動負債合計		270,149	17.4	409,526	10.1	461,934	23.7
負債合計		270,149	17.4	409,526	10.1	461,934	23.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		539,714		1,579,114		539,714	
2 資本剰余金		583,370		1,622,826		583,370	
3 利益剰余金		162,009		463,444		360,432	
4 自己株式		△16		△906		△16	
株主資本合計		1,285,077	82.6	3,664,478	89.9	1,483,500	76.2
II 新株予約権		248	0.0	662	0.0	479	0.1
純資産合計		1,285,326	82.6	3,665,141	89.9	1,483,980	76.3
負債純資産合計		1,555,476	100.0	4,074,667	100.0	1,945,914	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			1,291,074	100.0		1,593,547	100.0		2,923,269	100.0
売上原価			538,377	41.7		573,944	36.0		1,125,551	38.5
売上総利益			752,696	58.3		1,019,602	64.0		1,797,718	61.5
販売費及び一般管理費										
1 役員報酬		32,060			43,001			63,360		
2 従業員給与手当		248,882			300,932			538,049		
3 賞与引当金繰入額		37,749			64,857			46,123		
4 法定福利費及び 福利厚生費		44,229			63,652			96,769		
5 減価償却費		15,375			16,050			33,498		
6 のれん償却額		10,226			10,226			20,452		
7 賃借料		65,750			67,423			132,574		
8 その他		180,169	634,442	49.1	246,656	812,800	51.0	404,093	1,334,921	45.7
営業利益			118,253	9.2		206,802	13.0		462,796	15.8
営業外収益										
1 受取利息		75			14,468			639		
2 受取配当金		-			840			-		
3 その他		97	172	0.0	1,085	16,394	1.0	222	861	0.0
営業外費用										
1 支払利息		957			-			1,484		
2 株式交付費		-			10,160			-		
3 その他		24	981	0.1	7	10,168	0.6	-	1,484	0.0
経常利益			117,444	9.1		213,028	13.4		462,173	15.8
特別損失										
1 投資有価証券評価損		-	-	-	23,981	23,981	1.5	-	-	-
税金等調整前 中間(当期)純利益			117,444	9.1		189,047	11.9		462,173	15.8
法人税、住民税及び 事業税		2,055			92,035			174,360		
法人税等調整額		45,700	47,755	3.7	6,000	86,035	5.4	19,700	194,060	6.6
中間(当期)純利益			69,689	5.4		103,012	6.5		268,112	9.2

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,319	16	1,215,387
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益			69,689		69,689
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	-	-	69,689	-	69,689
平成18年9月30日残高（千円）	539,714	583,370	162,009	16	1,285,077

項 目	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高（千円）	160	1,215,547
中間連結会計期間中の変動額		
中間純利益		69,689
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	88	88
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	88	69,778
平成18年9月30日残高（千円）	248	1,285,326

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,432	16	1,483,500
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	1,039,400	1,039,456			2,078,856
中間純利益			103,012		103,012
自己株式の取得				889	889
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	1,039,400	1,039,456	103,012	889	2,180,978
平成19年9月30日残高（千円）	1,579,114	1,622,826	463,444	906	3,664,478

	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高（千円）	479	1,483,980
中間連結会計期間中の変動額		
新株の発行		2,078,856
中間純利益		103,012
自己株式の取得		889
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	182	182
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	182	2,181,160
平成19年9月30日残高（千円）	662	3,665,141

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,319	16	1,215,387
連結会計年度中の変動額（千円）					
当期純利益			268,112		268,112
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （千円）	-	-	268,112	-	268,112
平成19年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,432	16	1,483,500

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高（千円）	160	1,215,547
連結会計年度中の変動額（千円）		
当期純利益		268,112
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	319	319
連結会計年度中の変動額合計 （千円）	319	268,432
平成19年3月31日残高（千円）	479	1,483,980

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間 (当期) 純利益		117,444	189,047	462,173
2 減価償却費		18,993	27,446	44,490
3 のれん償却額		10,226	10,226	20,452
4 賞与引当金の増減額 (△は減少額)		△8,298	25,162	11,538
5 返品調整引当金の減少額		△8,178	△1,230	△9,017
6 貸倒引当金の増減額 (△は減少額)		△3	△3	10
7 受取利息及び配当金		△75	△15,308	△639
8 支払利息		957	—	1,484
9 株式交付費		—	10,160	—
10 投資有価証券評価損		—	23,981	—
11 売上債権の増減額 (△は増加額)		34,515	28,516	△93,959
12 たな卸資産の減少額		1,805	881	2,021
13 仕入債務の増減額 (△は減少額)		△3,511	10,713	△3,758
14 その他		△33,967	△6,695	15,592
小計		129,910	302,898	450,388
15 利息及び配当金の受取額		75	4,500	639
16 利息の支払額		△904	—	△1,340
17 法人税等の支払額		△8,824	△172,149	△13,383
営業活動によるキャッシュ・フロー		120,256	135,248	436,304
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有価証券の純増額		—	△700,000	—
2 有形固定資産の取得による支出		△34,808	△7,564	△48,012
3 無形固定資産の取得による支出		△33,173	△33,884	△101,558
4 投資有価証券の取得による支出		—	△997,950	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△67,982	△1,739,399	△149,571
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		—	2,068,639	—
2 短期借入金の純減額		△50,000	—	△100,000
3 自己株式の取得による支出		—	△889	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△50,000	2,067,749	△100,000
IV 現金及び現金同等物の増加額		2,274	463,598	186,732
V 現金及び現金同等物の期首残高		734,281	921,014	734,281
VI 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	※1	736,555	1,384,613	921,014

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 有限会社ネットビジョン	1 連結の範囲に関する事項 同 左	1 連結の範囲に関する事項 同 左
2 持分法の適用に関する事項 関連会社がないため、持分法は適用しておりません。	2 持分法の適用に関する事項 同 左	2 持分法の適用に関する事項 同 左
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同 左	3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 商品・仕掛品 個別法による原価法によっております。 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年	4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 a 満期保有目的の債券 原価法によっております。 なお、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。 b その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 仕掛品 同 左 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年 (追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。	4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 仕掛品 同 左 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、5年間で均等償却しております。 (追加情報) 前連結会計年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。 また、前連結会計年度において、「営業権償却」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>(3)重要な繰延資産の処理方法 _____</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当中間連結会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>③返品調整引当金 書籍、雑誌売上に係る返品に対処するため、書籍については販売委託期間を基礎として返品見込額のうち売買利益相当額を、雑誌については販売委託期間を基礎として返品見込額を計上しております。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、5年間で均等償却しております。</p> <p>(3)重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 発行時に全額費用処理しております。</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 同 左</p> <p>②賞与引当金 同 左</p> <p>③返品調整引当金 同 左</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p>	<p>②無形固定資産 同 左</p> <p>(3)重要な繰延資産の処理方法 _____</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 同 左</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>③返品調整引当金 同 左</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同 左	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同 左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,285,077千円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,483,500千円であります。</p> <p>また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
_____	(中間連結貸借対照表) 前中間連結貸借対照表において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」(前中間連結会計期間31,500千円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	26,067.16	—	—	26,067.16
自己株式				
普通株式(株)	0.10	—	—	0.10

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	平成13年5月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債	普通株式	284	—	6	278	160
	平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権	普通株式	—	134	—	134	88
合計			284	134	6	412	248

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成13年5月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	26,067.16	5,136.00	—	31,203.16
自己株式				
普通株式（株）	0.10	1.90	—	2.00

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

発行済株式

公募増資による増加 5,000.00株

新株予約権等の行使による増加 136.00株

自己株式

端株の買取りによる増加 1.90株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（千円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	① 平成13年5月10日新株引受権	普通株式	170	—	92	78	39
	② 平成13年5月10日新株引受権	普通株式	108	—	20	88	44
	③ 平成13年5月25日新株引受権	普通株式	570	—	24	546	—
	④ 平成14年10月1日新株予約権	普通株式	400	—	—	400	—
	⑤ 平成15年8月26日新株予約権	普通株式	364	—	—	364	—
	⑥ 平成17年9月15日新株予約権	普通株式	817	—	—	817	—
	⑦ 平成18年2月15日新株予約権	普通株式	208	—	7	201	—
	⑧ 平成18年6月16日新株予約権	普通株式	54	—	2	52	241
	⑨ 平成18年9月21日新株予約権	普通株式	80	—	1	79	338
合計			2,771	—	146	2,625	662

（注）1 目的となる株式の数の変動事由の概要

(1) ①平成13年5月10日新株引受権の減少は、権利行使によるものであります。

(2) ②平成13年5月10日新株引受権の減少は、権利行使によるものであります。

(3) ③平成13年5月25日新株引受権の減少は、権利行使によるものであります。

(4) ⑦平成18年2月15日新株予約権の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

(5) ⑧平成18年6月16日新株予約権の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

(6) ⑨平成18年9月21日新株予約権の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

2 ⑧平成18年6月16日新株予約権及び⑨平成18年9月21日新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 上記新株予約権等は、全てストック・オプションとして付与されたものであります。

4 当中間連結会計期間より連結貸借対照表の残高がないものについても記載しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	26,067.16	—	—	26,067.16
自己株式				
普通株式(株)	0.10	—	—	0.10

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成13年5月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	普通株式	284	—	6	278	139
	平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権	普通株式	—	134	—	134	340
合計			284	134	6	412	479

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成13年5月10日臨時株主総会決議新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権の減少は、従業員の退職に伴う消滅によるものであります。

平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

平成18年6月16日定時株主総会決議新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p>																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">736,555千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">736,555千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	736,555千円	現金及び現金同等物	736,555千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,184,801千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月以内の譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">100,000 "</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月以内のコマーシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">99,811 "</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,384,613千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,184,801千円	預入期間が3か月以内の譲渡性預金	100,000 "	預入期間が3か月以内のコマーシャル・ペーパー	99,811 "	現金及び現金同等物	1,384,613千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">921,014千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">921,014千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	921,014千円	現金及び現金同等物	921,014千円
現金及び預金	736,555千円																	
現金及び現金同等物	736,555千円																	
現金及び預金	1,184,801千円																	
預入期間が3か月以内の譲渡性預金	100,000 "																	
預入期間が3か月以内のコマーシャル・ペーパー	99,811 "																	
現金及び現金同等物	1,384,613千円																	
現金及び預金	921,014千円																	
現金及び現金同等物	921,014千円																	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>2,078</td> <td>2,078</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,078	2,078	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>3,464</td> <td>692</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	3,464	692	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>2,771</td> <td>1,385</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,771	1,385
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,078	2,078																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	3,464	692																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,771	1,385																							
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,433千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>755 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,189千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,433千円	1年超	755 "	合計	2,189千円	<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>755千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>- "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>755千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	755千円	1年超	- "	合計	755千円	<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,485千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>- "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,485千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,485千円	1年超	- "	合計	1,485千円						
1年以内	1,433千円																									
1年超	755 "																									
合計	2,189千円																									
1年以内	755千円																									
1年超	- "																									
合計	755千円																									
1年以内	1,485千円																									
1年超	- "																									
合計	1,485千円																									
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>771千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>91 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	771千円	減価償却費相当額	692 "	支払利息相当額	91 "	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>771千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>42 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	771千円	減価償却費相当額	692 "	支払利息相当額	42 "	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,542千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,385 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>159 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,542千円	減価償却費相当額	1,385 "	支払利息相当額	159 "						
支払リース料	771千円																									
減価償却費相当額	692 "																									
支払利息相当額	91 "																									
支払リース料	771千円																									
減価償却費相当額	692 "																									
支払利息相当額	42 "																									
支払リース料	1,542千円																									
減価償却費相当額	1,385 "																									
支払利息相当額	159 "																									
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同 左	減価償却費相当額の算定方法 同 左																								
利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同 左	利息相当額の算定方法 同 左																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

時価評価されていない有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	31,500千円
合計	31,500千円

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

時価評価されていない有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額
(1)満期保有目的の債券	
①地方債	99,431千円
②社債	198,807 "
③非上場外国債券	700,000 "
計	998,239千円
(2)その他有価証券	
①非上場株式	7,519千円
②その他	899,811 "
計	907,330千円

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	31,500千円
合計	31,500千円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)

1 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の従業員給与手当 88千円

2 スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社	同左
決議年月日	平成18年 6月 16日	平成18年 9月 21日
付与対象者の区分及び人数	提出会社従業員19名	提出会社従業員24名
株式の種類及び付与数	普通株式 54株	普通株式 80株
付与日	平成18年 6月 22日	平成18年 9月 22日
権利確定条件	権利行使時に、提出会社ならびに提出会社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成20年 6月 17日 ～ 平成28年 6月 16日	同左
権利行使価格	250,000円	同左
付与日における公正な評価単価	257,243円	同左

当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)

1 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の従業員給与手当 238千円

2 当該中間連結会計期間において付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

3 その他

提出会社は平成19年 9月 20日開催の取締役会において新株予約権の割当を決議いたしました。

詳細につきましては、第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況、⑩会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況(平成19年 6月 15日定時株主総会決議)及び⑪会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況(平成19年 6月 15日定時株主総会決議)をご参照願います。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の従業員給与手当 340千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年5月10日	平成13年5月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社従業員 43名
株式の種類及び付与数	普通株式 194株	普通株式 190株
付与日	平成13年7月10日	平成13年7月10日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年7月10日 ～ 株式公開をした日の前日	平成13年7月10日 ～ 株式公開をした日の前日
権利行使期間	平成16年4月1日 ～ 平成23年7月10日	平成16年4月1日 ～ 平成23年7月10日

	③旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年5月25日	平成14年10月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 18名 外部協力者（注） 21名	当社取締役 7名 当社従業員 35名
株式の種類及び付与数	普通株式 792株	普通株式 457株
付与日	平成13年5月31日	平成14年10月1日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成13年5月31日 ～ 平成15年5月31日	平成14年10月1日 ～ 株式公開日より6ヶ月経過する前日
権利行使期間	平成15年6月1日 ～ 平成20年5月31日	平成16年10月2日 ～ 平成20年6月30日

（注）外部協力者は、新規事業創出促進法第11号の5第2項に規定する認定支援者であります。

	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20 及び第280条ノ21の規定に基づく 新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20 及び第280条ノ21の規定に基づく 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 8 月26日	平成17年 9 月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 39名	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 84名
株式の種類及び付与数	普通株式 414株	普通株式 848株
付与日	平成15年 8 月26日	平成17年10月14日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成15年 8 月26日 ～ 株式公開日より 6 ヶ月経過する 前日	平成17年10月14日 ～ 株式公開日より 6 ヶ月経過する 前日
権利行使期間	平成17年 8 月27日 ～ 平成23年 7 月10日	平成19年 6 月18日 ～ 平成27年 6 月17日

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20 及び第280条ノ21の規定に基づく 新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規 定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 2 月15日	平成18年 6 月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 32名	当社従業員 19名
株式の種類及び付与数	普通株式 225株	普通株式 54株
付与日	平成18年 3 月 1 日	平成18年 6 月22日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	平成18年 3 月 1 日 ～ 株式公開日より 6 ヶ月経過する 前日	平成18年 6 月22日 ～ 株式公開日より 6 ヶ月経過する 前日
権利行使期間	平成19年 6 月18日 ～ 平成27年 6 月17日	平成20年 6 月17日 ～ 平成28年 6 月16日

	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成18年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 24名
株式の種類及び付与数	普通株式 80株
付与日	平成18年9月22日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	平成18年9月22日 ～ 株式公開日より6ヶ月経過する 前日
権利行使期間	平成20年6月17日 ～ 平成28年6月16日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年5月10日	平成13年5月10日	平成13年5月25日
権利確定前			
期首(株)	170	114	606
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	6	36
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	170	108	570
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

	④平成13年改正旧商 法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定 に基づく新株予約 権	⑤平成13年改正旧商 法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定 に基づく新株予約 権	⑥平成13年改正旧商 法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定 に基づく新株予約 権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月1日	平成15年8月26日	平成17年9月15日
権利確定前			
期首(株)	411	371	848
付与(株)	—	—	—
失効(株)	11	7	31
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	400	364	817
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

	⑦平成13年改正旧商 法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定 に基づく新株予約 権	⑧会社法第238条及び 第239条の規定に基 づく新株予約権	⑨会社法第238条及び 第239条の規定に基 づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年2月15日	平成18年6月16日	平成18年9月21日
権利確定前			
期首(株)	225	—	—
付与(株)	—	54	80
失効(株)	17	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	208	54	80
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

②単価情報

	①新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	②新株引受権付無担保社債に基づく新株引受権	③旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年5月10日	平成13年5月10日	平成13年5月25日
権利行使価格（円）	50,000	50,000	133,334
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	④平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑤平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑥平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年10月1日	平成15年8月26日	平成17年9月15日
権利行使価格（円）	150,000	150,000	167,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	⑦平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権	⑧会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権	⑨会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年2月15日	平成18年6月16日	平成18年9月21日
権利行使価格（円）	167,000	250,000	250,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	7,243	7,243

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社

(1) 平成13年5月31日、平成13年7月10日、平成14年10月1日、平成15年8月26日、平成17年10月14日及び、平成18年3月1日に付与したストック・オプションについては、会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、公正な評価単価の見積りは行なっておりません。

(2) 平成18年6月22日及び、平成18年9月22日に付与したストック・オプションについての公正な評価単価は、当社は平成19年3月31日現在未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りにより算定しております。

なお、付与時点の単位当たりの本源的価値は以下のとおりであります。

①自社の株式の評価額 257千円

自社の株式の評価は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法に基づいて算出した価格と株価倍率法に基づいて算出した価格の平均により決定しております。

②新株予約権の権利行使価格 250千円

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

提出会社

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 連結会計年度末における本源的価値の合計額 970千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

(単位：千円)

	テクノロジー・ メディア 事業	ライフ スタイル・ メディア 事業	エンター プライズ・ メディア 事業	ビジネス・ メディア 事業	人財 メディア 事業	ターゲ ティング・ メディア 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高									
(1)外部顧客に対 する売上高	347,728	232,561	373,028	183,821	116,442	37,491	1,291,074	—	1,291,074
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	347,728	232,561	373,028	183,821	116,442	37,491	1,291,074	—	1,291,074
営業費用	248,660	260,943	368,056	110,426	115,309	69,424	1,172,820	—	1,172,820
営業利益又は 営業損失(△)	99,067	△28,381	4,972	73,394	1,133	△31,932	118,253	—	118,253

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業内容

- | | |
|---------------------|---|
| (1) テクノロジー・メディア事業 | 専門性の高いIT関連情報・技術解説 |
| (2) ライフスタイル・メディア事業 | 携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報
ならびに活用情報 |
| (3) エンタープライズ・メディア事業 | 企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報 |
| (4) ビジネス・メディア事業 | 情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用する
ための情報 |
| (5) 人財メディア事業 | スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための
情報及び会員サービス |
| (6) ターゲティング・メディア事業 | IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会
員サービス |

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

（単位：千円）

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	426,620	268,136	364,954	240,030	164,404	129,401	1,593,547	—	1,593,547
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	426,620	268,136	364,954	240,030	164,404	129,401	1,593,547	—	1,593,547
営業費用	290,483	255,985	400,699	158,043	159,366	122,166	1,386,745	—	1,386,745
営業利益又は営業損失(△)	136,136	12,151	△35,744	81,986	5,037	7,235	206,802	—	206,802

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業内容

- | | |
|---------------------|---|
| (1) テクノロジー・メディア事業 | 専門性の高いIT関連情報・技術解説 |
| (2) ライフスタイル・メディア事業 | 携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報 |
| (3) エンタープライズ・メディア事業 | 企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報 |
| (4) ビジネス・メディア事業 | 情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報 |
| (5) 人財メディア事業 | スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報及び会員サービス |
| (6) ターゲティング・メディア事業 | IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス |

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	テクノロジー・メディア事業	ライフスタイル・メディア事業	エンタープライズ・メディア事業	ビジネス・メディア事業	人財メディア事業	ターゲティング・メディア事業	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	796,980	494,729	798,542	440,453	265,546	127,016	2,923,269	—	2,923,269
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	796,980	494,729	798,542	440,453	265,546	127,016	2,923,269	—	2,923,269
営業費用	538,683	514,999	736,049	250,139	257,972	162,629	2,460,472	—	2,460,472
営業利益又は営業損失(△)	258,296	△20,269	62,493	190,313	7,574	△35,612	462,796	—	462,796

（注）1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業内容

- | | |
|---------------------|---|
| (1) テクノロジー・メディア事業 | 専門性の高いIT関連情報・技術解説 |
| (2) ライフスタイル・メディア事業 | 携帯、パソコン、家電、ゲーム等デジタル関連機器の製品情報ならびに活用情報 |
| (3) エンタープライズ・メディア事業 | 企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報 |
| (4) ビジネス・メディア事業 | 情報技術に関するニュース及び、ITを効率的に仕事へ活用するための情報 |
| (5) 人財メディア事業 | スキルアップや転職を希望するIT関連技術者を支援するための情報及び会員サービス |
| (6) ターゲティング・メディア事業 | IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報ならびに会員サービス |

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 純資産額 49,298円90銭	1株当たり 純資産額 117,446円88銭	1株当たり 純資産額 56,910円91銭
1株当たり 中間純利益 2,673円48銭	1株当たり 中間純利益 3,358円85銭	1株当たり 当期純利益 10,285円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 3,214円95銭	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表 の純資産の部の合計額(千円)	1,285,326	3,665,141	1,483,980
普通株式に係る純資産額(千円)	1,285,077	3,664,478	1,483,500
差額の主な内訳			
新株予約権(千円)	248	662	479
普通株式の発行済株式数(株)	26,067.16	31,203.16	26,067.16
普通株式の自己株式数(株)	0.10	2.00	0.10
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	26,067.06	31,201.16	26,067.06

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	69,689	103,012	268,112
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	69,689	103,012	268,112
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	26,067.06	30,668.82	26,067.06
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に用いられた普通株式増加 数の主な内訳(株)	—		—
新株引受権		502.16	
新株予約権		870.63	
普通株式増加数(株)	—	1,372.79	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり中間(当期)純利益の算 定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権 848株 新株予約権 1,931株	—	新株引受権 848株 新株予約権 1,923株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社は平成19年10月1日を効力発生日として株式分割を行ないました。

当該株式分割の内容は下記のとおりであります。

(1) 分割の方法

平成19年9月30日(ただし、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日)を基準日として、株主の所有株式1株につき2株の割当をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成19年9月30日(ただし、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日)最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数といたします。

前連結会計年度の開始の日に当該株式分割が行なわれたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 純資産額 24,649円45銭	1株当たり 純資産額 58,723円44銭	1株当たり 純資産額 28,455円45銭
1株当たり 中間純利益 1,336円74銭	1株当たり 中間純利益 1,679円43銭	1株当たり 当期純利益 5,142円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1,607円47銭	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は平成19年4月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

上場に際して、平成19年3月19日及び平成19年4月2日に開催の取締役会決議に基づき、平成19年4月18日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式)により、新株式を次のとおり発行いたしました。

この結果、資本金は1,574,714千円、発行済株式数は31,067.16株となりました。

- (1) 発行新株式数 普通株式 5,000株
- (2) 発行価格 450,000円
- (3) 引受価額 414,000円
- (4) 発行価額 297,500円
- (5) 資本組入額 207,000円
- (6) 発行価額総額 1,487,500,000円
- (7) 払込金総額 2,070,000,000円
- (8) 資金使途

各メディア事業の拡大及び成長を持続させるためのサーバー等設備ならびに広告配信システムの拡充、次期コンテンツ(記事)配信システムの開発、優秀な人材確保及び育成、将来の戦略的買収・事業提携、新規メディアの立ち上げのための資金に充当する予定ですが、具体的な投資時期、及び規模につきましては、未確定であり、各メディア事業の状況を勘案しながら、適切なタイミングで実施する方針です。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1	現金及び預金	734,033		1,182,346		918,490	
2	売掛金	423,976		523,935		552,451	
3	有価証券	-		899,811		-	
4	たな卸資産	2,335		1,238		2,120	
5	その他	63,783		101,136		85,668	
	貸倒引当金	43		53		56	
	流動資産合計	1,224,085	78.7	2,708,415	66.5	1,558,674	80.1
固定資産							
1	有形固定資産	155,640		185,623		168,844	
	減価償却累計額	59,780	95,859	89,123	96,499	75,828	93,015
2	無形固定資産	124,774		183,905		183,266	
3	投資その他の資産						
	(1) 投資有価証券	-		1,005,758		31,500	
	(2) その他	111,234		80,634		79,934	
	投資その他の資産 合計	111,234		1,086,392		111,434	
	固定資産合計	331,868	21.3	1,366,796	33.5	387,715	19.9
	資産合計	1,555,953	100.0	4,075,211	100.0	1,946,390	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1		44,507		54,973		44,260	
2		50,000		-		-	
3		72,679		117,678		92,515	
4		3,721		1,652		2,882	
5	1	99,206		235,187		322,205	
		270,114	17.4	409,491	10.0	461,864	23.7
		270,114	17.4	409,491	10.0	461,864	23.7
(純資産の部)							
株主資本							
1		539,714		1,579,114		539,714	
2							
(1)		583,370		1,622,826		583,370	
		583,370		1,622,826		583,370	
3							
(1)							
		162,521		464,023		360,977	
		162,521		464,023		360,977	
4		16		906		16	
		1,285,589	82.6	3,665,057	89.9	1,484,046	76.2
		248	0.0	662	0.1	479	0.1
		1,285,838	82.6	3,665,719	90.0	1,484,525	76.3
		1,555,953	100.0	4,075,211	100.0	1,946,390	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			1,291,074	100.0		1,593,547	100.0		2,923,269	100.0
II 売上原価	※1		538,377	41.7		573,944	36.0		1,125,551	38.5
売上総利益			752,696	58.3		1,019,602	64.0		1,797,718	61.5
III 販売費及び一般管理費	※1		634,442	49.1		812,800	51.0		1,334,921	45.7
営業利益			118,253	9.2		206,802	13.0		462,796	15.8
IV 営業外収益										
1 受取利息		74			4,204			637		
2 有価証券利息		—			10,262			—		
3 その他		97	172	0.0	1,925	16,392	1.0	222	859	0.0
V 営業外費用										
1 支払利息		957			—			1,484		
2 株式交付費		—			10,160			—		
3 その他		24	981	0.1	7	10,168	0.6	—	1,484	0.0
経常利益			117,444	9.1		213,026	13.4		462,171	15.8
VI 特別損失										
1 投資有価証券評価損		—	—	—	23,981	23,981	1.5	—	—	—
税引前中間 (当期) 純利益			117,444	9.1		189,045	11.9		462,171	15.8
法人税、住民税及び 事業税		2,020			92,000			174,290		
法人税等調整額		45,700	47,720	3.7	△6,000	86,000	5.4	19,700	193,990	6.6
中間 (当期) 純利益			69,724	5.4		103,045	6.5		268,181	9.2

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,796	16	1,215,865
中間会計期間中の変動額					
中間純利益			69,724		69,724
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	-	-	69,724	-	69,724
平成18年9月30日残高（千円）	539,714	583,370	162,521	16	1,285,589

項 目	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高（千円）	160	1,216,025
中間会計期間中の変動額		
中間純利益		69,724
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	88	88
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	88	69,813
平成18年9月30日残高（千円）	248	1,285,838

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,977	16	1,484,046
中間会計期間中の変動額（千円）					
新株の発行	1,039,400	1,039,456			2,078,856
中間純利益			103,045		103,045
自己株式の取得				889	889
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	1,039,400	1,039,456	103,045	889	2,181,011
平成19年9月30日残高（千円）	1,579,114	1,622,826	464,023	906	3,665,057

	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高（千円）	479	1,484,525
中間会計期間中の変動額（千円）		
新株の発行		2,078,856
中間純利益		103,045
自己株式の取得		889
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	182	182
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	182	2,181,194
平成19年9月30日残高（千円）	662	3,665,719

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	92,796	16	1,215,865
事業年度中の変動額（千円）					
当期純利益			268,181		268,181
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	268,181	-	268,181
平成19年3月31日残高（千円）	539,714	583,370	360,977	16	1,484,046

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高（千円）	160	1,216,025
事業年度中の変動額（千円）		
当期純利益		268,181
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	319	319
事業年度中の変動額合計（千円）	319	268,500
平成19年3月31日残高（千円）	479	1,484,525

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券</p> <p>_____</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法によ ております。</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によ ております。</p> <p>(2)たな卸資産 商品・仕掛品 個別法による原価法によっ ております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建物及び構築物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 満期保有目的の債券 原価法によっております。 なお、取得価額と債券金額との 差額の性格が金利の調整と認めら れるものについては、償却原価法 によっております。</p> <p>子会社株式 同 左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同 左</p> <p>(2)たな卸資産 仕掛品 同 左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得し たものについては、償却可能限度 額まで償却が終了した翌年から5 年間で均等償却する方法によっ ております。 これによる損益に与える影響は 軽微であります。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券</p> <p>_____</p> <p>子会社株式 同 左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同 左</p> <p>(2)たな卸資産 仕掛品 同 左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建物 10～15年 工具器具及び備品 4～6年</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、5年間で均等償却しております。 (追加情報) 前事業年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当中間会計期間から「のれん」と表示しております。</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>4 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(3)返品調整引当金 書籍、雑誌売上に係る返品に対処するため、書籍については販売委託期間を基礎として返品見込額のうち売買利益相当額を、雑誌については販売委託期間を基礎として返品見込額を計上しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 また、のれんについては、5年間で均等償却しております。</p> <p>3 繰延資産の処理方法 株式交付費 発行時に全額費用処理しております。</p> <p>4 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p> <p>(3)返品調整引当金 同 左</p> <p>5 リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(2)無形固定資産 同 左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>4 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当事業年度に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(3)返品調整引当金 同 左</p> <p>5 リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,285,589千円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,484,046千円であります。</p> <p>また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表) 前中間貸借対照表において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」(前中間会計期間31,500千円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	※1 消費税等の取扱い 同 左	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 13,559千円 無形固定資産 15,660 "	※1 減価償却実施額 有形固定資産 13,294千円 無形固定資産 24,377 "	※1 減価償却実施額 有形固定資産 29,607千円 無形固定資産 35,335 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	0.10	—	—	0.10

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	0.10	1.90	—	2.00

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

端株の買取りによる増加 1.90株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	0.10	—	—	0.10

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>2,078</td> <td>2,078</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,078	2,078	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>3,464</td> <td>692</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	3,464	692	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具及び備品)</td> <td>4,157</td> <td>2,771</td> <td>1,385</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,771	1,385
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,078	2,078																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	3,464	692																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
有形固定資産 (工具器具及び備品)	4,157	2,771	1,385																							
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,433千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>755 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,189千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,433千円	1年超	755 "	合計	2,189千円	<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>755千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>— "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>755千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	755千円	1年超	— "	合計	755千円	<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,485千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>— "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,485千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,485千円	1年超	— "	合計	1,485千円						
1年以内	1,433千円																									
1年超	755 "																									
合計	2,189千円																									
1年以内	755千円																									
1年超	— "																									
合計	755千円																									
1年以内	1,485千円																									
1年超	— "																									
合計	1,485千円																									
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>771千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>91 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	771千円	減価償却費相当額	692 "	支払利息相当額	91 "	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>771千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>42 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	771千円	減価償却費相当額	692 "	支払利息相当額	42 "	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,542千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,385 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>159 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,542千円	減価償却費相当額	1,385 "	支払利息相当額	159 "						
支払リース料	771千円																									
減価償却費相当額	692 "																									
支払利息相当額	91 "																									
支払リース料	771千円																									
減価償却費相当額	692 "																									
支払利息相当額	42 "																									
支払リース料	1,542千円																									
減価償却費相当額	1,385 "																									
支払利息相当額	159 "																									
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同 左	減価償却費相当額の算定方法 同 左																								
利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同 左	利息相当額の算定方法 同 左																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度 (平成19年 3 月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社は平成19年10月1日を効力発生日として株式分割を行ないました。

当該株式分割の内容は下記のとおりであります。

(1) 分割の方法

平成19年9月30日(ただし、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日)を基準日として、株主の所有株式1株につき2株の割当をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成19年9月30日(ただし、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日)最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数といたします。

前事業年度の開始の日に当該株式分割が行なわれたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 純資産額 24,659円27銭	1株当たり 純資産額 58,732円71銭	1株当たり 純資産額 28,465円92銭
1株当たり 中間純利益 1,337円40銭	1株当たり 中間純利益 1,679円97銭	1株当たり 当期純利益 5,144円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1,607円99銭	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高がありますが、 当社株式は非上場であり、期中 平均株価が把握できないため記載し ておりません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は平成19年4月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

上場に際して、平成19年3月19日及び平成19年4月2日に開催の取締役会決議に基づき、平成19年4月18日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式)により、新株式を次のとおり発行いたしました。

この結果、資本金は1,574,714千円、発行済株式数は31,067.16株となりました。

- | | | |
|------------|------|----------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 | 5,000株 |
| (2) 発行価格 | | 450,000円 |
| (3) 引受価額 | | 414,000円 |
| (4) 発行価額 | | 297,500円 |
| (5) 資本組入額 | | 207,000円 |
| (6) 発行価額総額 | | 1,487,500,000円 |
| (7) 払込金総額 | | 2,070,000,000円 |
| (8) 資金使途 | | |

各メディア事業の拡大及び成長を持続させるためのサーバー等設備ならびに広告配信システムの拡充、次期コンテンツ(記事)配信システムの開発、優秀な人材確保及び育成、将来の戦略的買収・事業提携、新規メディアの立ち上げのための資金に充当する予定ですが、具体的な投資時期、及び規模につきましては、未確定であり、各メディア事業の状況を勘案しながら、適切なタイミングで実施する方針です。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（平成19年3月19日提出の有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）の訂正届出書）を平成19年4月3日及び平成19年4月11日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月15日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(2) 有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年8月28日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記(2) 有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年10月18日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書を平成19年9月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書を平成19年9月20日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4) 臨時報告書の訂正報告書）を平成19年11月1日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記(4) 臨時報告書の訂正報告書）を平成19年11月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月16日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 小山 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 裕司
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 英 嗣 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載しているとおり、会社は平成19年10月1日を効力発生日として株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月16日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 小山 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 裕司
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 ⑧

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 英 嗣 ⑧

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載しているとおり、会社は平成19年10月1日を効力発生日として株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。